

意見書

2025年3月16日

氏名 弥永真生

所用のため、金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を提出させていただきます。

有価証券報告書中のサステナビリティ情報について任意の保証をうけることは望ましいとは思われますが、仮に、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することまたは保証をうけていることを記載することを認めるのであれば、保証業務実施者は金融商品取引法の損害賠償責任を負うものとしなると、有価証券報告書の利用者の保護という観点からも、また、業務実施者の責任という観点からも均衡を欠くものと考えます。

また、業務実施者に対する監督上の処分(課徴金を含む)も同様に科すことが適切であると考えます。

もし、そのようにしないというのであれば、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することまたは保証をうけていることを記載することを認めることは不適切であろうと思われます。有価証券報告書の利用者としては、そのようなものに過度な信頼をおいてはならないと思われる(過度の信頼をおくべきではないのであって、利用者の自己責任であると割り切ることは適切ではない)ため、いわば、ミスリーディングな情報となり得るからです。

自主規制機関の役割には賛成しますが、法定の保証業務の対象となる有価証券報告書提出者が少なく、その結果、保証業務実施者の数や監督対象となる業務の数が少ない場合に、コストとリソースをふまえて、現実的な解決策を講じる必要があると思ひます。すなわち、たとえば、non-PA のみで自主規制機関を創設することが適当ではないとすると、日本公認会計士協会が non-PA も対象とするのかという問題があり、もし、それが適切でないとする、当面は、自主規制を前提とせずに、金融庁ないし公認会計士・監査審査会が直接監督するという方策も理論的にはあり得るので、さまざまな選択肢の得失を検討した方がよいかもしれません。

以上